

国海査第 293 - 2 号  
平成 16 年 9 月 10 日

(社)日本船舶管理協会専務理事 殿

国土交通省海事局検査測度課長

油水分離器等の型式承認（IMO(国際海事機関)の決議  
MEPC. 107(49))に係る試験機関の認定について

標記について、下記のとおり油水分離器等の型式承認（IMO(国際海事機関)の決議  
MEPC.107(49)）に係る試験機関として平成 16 年 9 月 16 日付をもって認定しましたので  
お知らせします。

記

- 1 . 認定に係る試験機関の名称及び所在地  
独立行政法人 海上技術安全研究所（大阪支所を含む。）  
東京都三鷹市新川 6 - 3 8 - 1
- 2 . 認定の有効期間  
平成 16 年 9 月 10 日から平成 21 年 9 月 9 日まで
- 3 . 認定する試験内容  
IMO(国際海事機関)の決議 MEPC. 107(49)に係る試料の油分濃度の分析に限る。